

## 随意契約結果書

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 物品等の名称及び数量                   | 港湾情報処理システム機器1式賃貸借(7)   |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 酒井 浩二<br>福岡市博多区博多駅東2-10-7   |
| 契約締結日                        | 令和8年4月1日   |
| 契約の相手方の氏名及び住所                | NECキャピタルソリューション株式会社九州支店<br>福岡市中央区天神一丁目10番20号   |
| 契約金額(消費税及び地方消費税含む)           | 7,441,500円   |
| 予定価格(消費税及び地方消費税含む)           | 7,441,500円   |
| 随意契約によることとした理由               | <p>本港湾情報処理システム機器1式は、九州地方整備局管内の港湾情報処理システムのサーバー端末機器として使用するために、令和3年12月からNECキャピタルソリューション株式会社九州支店と賃貸借契約しているが、令和8年3月31日に契約が満了する。</p> <p>本物件については、経年による機器の陳腐化及び老朽化に伴い、新しい物件の賃貸借契約を締結する予定であるが、調達を集約化、効率化を図るため、新しい物件の賃貸借は令和9年3月を予定している。</p> <p>したがって、本契約の満了から新しい物件の賃貸借開始までの間に業務に支障が生じないように機器を確保する必要がある。</p> <p>そのため令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間、業務に必要なサーバー等を調達するものであるが、本物件を引き続き賃貸借した場合の料金について、NECキャピタルソリューション株式会社九州支店にヒアリングした結果、時価よりも有利な価格をもって契約できることが判明した。</p> <p>よって会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号に基づき、NECキャピタルソリューション株式会社九州支店と随意契約するものである。</p> |
| 備考                           |  |